

平成31年度

小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料

1	国民健康保険特別会計当初予算比較	1
2	国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	5
3	保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移	6
4	小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表	7
5	国民健康保険税算定表	9
6	国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書	13
7	世帯例別の所得階層別保険税額	14
8	平成31年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について	17
9	小金井市国民健康保険税税率改定状況	20
10	小金井市国民健康保険税の税率改定について(諮問)・(答申)	21
11	小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)・(答申)	23
12	データヘルス事業の概要	25
13	国民健康保険事業運営基金現在高	26

1 国民健康保険特別会計当初予算比較

(歳入)

単位：千円、%

款	項	目	節	細節	平成29年度	平成30年度	平成31年度	増減額 (30年度・31年度)	増減率 (30年度・31年度)	
1	国民健康保険税				2,613,636	2,421,623	2,420,257	△ 1,366	△ 0.1	
	1	国民健康保険税			2,613,636	2,421,623	2,420,257	△ 1,366	△ 0.1	
		1	一般被保険者国民健康保険税		2,565,246	2,402,939	2,414,645	11,706	0.5	
			1	医療給付費分現年課税分	1,536,756	1,471,628	1,508,586	36,958	2.5	
			2	後期高齢者支援金分現年課税分	632,373	595,171	600,538	5,367	0.9	
			3	介護納付金分現年課税分	235,088	226,117	228,096	1,979	0.9	
			4	医療給付費分滞納繰越分	97,097	68,933	48,031	△ 20,902	△ 30.3	
			5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	44,310	27,952	20,805	△ 7,147	△ 25.6	
			6	介護納付金分滞納繰越分	19,622	13,138	8,589	△ 4,549	△ 34.6	
		2	退職被保険者等国民健康保険税		48,390	18,684	5,612	△ 13,072	△ 70.0	
			1	医療給付費分現年課税分	25,478	9,469	3,154	△ 6,315	△ 66.7	
			2	後期高齢者支援金分現年課税分	10,621	3,742	1,227	△ 2,515	△ 67.2	
			3	介護納付金分現年課税分	9,706	3,459	1,041	△ 2,418	△ 69.9	
			4	医療給付費分滞納繰越分	1,477	1,182	105	△ 1,077	△ 91.1	
			5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	651	445	44	△ 401	△ 90.1	
			6	介護納付金分滞納繰越分	457	387	41	△ 346	△ 89.4	
2	使用料及び手数料				2	2	2	0	0.0	
	1	手数料			2	2	2	0	0.0	
		1	総務手数料		2	2	2	0	0.0	
3	都支出名				856,330	6,824,593	6,430,681	△ 393,912	△ 5.8	
	1	都補助金			749,453	6,824,593	6,430,681	△ 393,912	△ 5.8	
		1	都補助金		100,000	38,214	90,000	51,786	135.5	
		2	保険給付費等交付金		0	6,786,379	6,340,681	△ 445,698	△ 6.6	
			1	普通交付金	0	6,618,558	6,189,891	△ 428,667	△ 6.5	
			2	特別交付金	0	167,821	150,790	△ 17,031	△ 10.1	
				1	国民健康保険被保険者努力支援交付金	0	40,175	37,464	△ 2,711	△ 6.7
				2	特別調整交付金(市町村分)	0	13,620	22,734	9,114	66.9
				3	都繰入金(2号分)	0	77,000	55,000	△ 22,000	△ 28.6
				4	特定健康診査等負担金	0	37,026	35,592	△ 1,434	△ 3.9
		0	財政調整交付金		649,453	0	0	0	—	
	0	都負担金			106,877	0	0	0	—	
		0	高額医療費共同事業負担金		88,318	0	0	0	—	
		0	特定健康診査等負担金		18,559	0	0	0	—	
4	財産収入				14	12	16	4	33.3	
	1	財産運用収入			14	12	16	4	33.3	
		1	利子及び配当金		14	12	16	4	33.3	
5	繰入金				1,533,554	1,285,120	1,254,581	△ 30,539	△ 2.4	
	1	他会計繰入金			1,483,554	1,280,120	1,234,581	△ 45,539	△ 3.6	
		1	一般会計繰入金		1,483,554	1,280,120	1,234,581	△ 45,539	△ 3.6	
			1	保険基盤安定繰入金	387,184	381,277	379,333	△ 1,944	△ 0.5	
			2	職員給与と費等繰入金	174,970	160,243	169,448	9,205	5.7	
			3	出産育児一時金等繰入金	36,400	33,600	30,800	△ 2,800	△ 8.3	
			4	その他一般会計繰入金	885,000	705,000	655,000	△ 50,000	△ 7.1	
	2	基金繰入金			50,000	5,000	20,000	15,000	300.0	
		1	国民健康保険事業運営基金繰入金		50,000	5,000	20,000	15,000	300.0	

6	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
7	諸収入	30,973	30,508	32,201	1,693	5.5
1	延滞金・加算金及び過料	25,152	25,152	25,152	0	0.0
1	延滞金	25,150	25,150	25,150	0	0.0
2	加算金	1	1	1	0	0.0
3	過料	1	1	1	0	0.0
2	雑入	5,821	5,356	7,049	1,693	31.6
1	過年度収入	1	1	1	0	0.0
2	第三者納付金	3,878	3,366	3,831	465	13.8
3	返納金	856	903	2,167	1,264	140.0
4	雑入	85	85	49	△ 36	△ 42.4
5	弁償金	1	1	1	0	0.0
6	高額療養費等資金貸付元金収入	1,000	1,000	1,000	0	0.0
0	国庫支出金	2,169,906	71	0	△ 71	皆減
0	国庫補助金	31,614	71	0	△ 71	皆減
0	災害臨時特例補助金	0	71	0	△ 71	皆減
0	財政調整交付金	24,000	0	0	0	—
0	システム開発費等補助金	7,614	0	0	0	—
0	国庫負担金	2,138,292	0	0	0	—
0	療養給付費等負担金	2,031,415	0	0	0	—
0	現年度分	2,031,414	0	0	0	—
0	療養給付費負担金	1,395,895	0	0	0	—
0	後期高齢者支援金負担金	449,705	0	0	0	—
0	介護納付金負担金	185,814	0	0	0	—
0	過年度分	1	0	0	0	—
0	高額医療費共同事業負担金	88,318	0	0	0	—
0	特定健康診査等負担金	18,559	0	0	0	—
0	療養給付費等交付金	157,938	0	0	0	—
0	療養給付費等交付金	157,938	0	0	0	—
0	療養給付費等交付金	157,938	0	0	0	—
0	現年度分	157,937	0	0	0	—
0	退職者医療給付費分	139,341	0	0	0	—
0	後期高齢者支援金分	17,366	0	0	0	—
0	退職者介護納付金分	1,230	0	0	0	—
0	過年度分	1	0	0	0	—
0	前期高齢者交付金	2,116,333	0	0	0	—
0	前期高齢者交付金	2,116,333	0	0	0	—
0	前期高齢者交付金	2,116,333	0	0	0	—
0	現年度分	2,116,332	0	0	0	—
0	過年度分	1	0	0	0	—
0	共同事業交付金	2,880,049	0	0	0	—
0	共同事業交付金	2,880,049	0	0	0	—
0	共同事業交付金	2,880,049	0	0	0	—
0	高額医療費共同事業交付金	346,890	0	0	0	—
0	保険財政共同安定化事業交付金	2,533,159	0	0	0	—
歳入合計		12,358,736	10,561,930	10,137,739	△ 424,191	△ 4.0

(歳出)

単位：千円、%

款 項 目 節	細 節	平成29年度	平成30年度	平成31年度	増減額	増減率
					(30年度・31年度)	(30年度・31年度)
1	総務費	195,017	173,518	188,319	14,801	8.5
1	総務管理費	164,260	142,806	157,315	14,509	10.2
1	1 一般管理費	161,711	139,987	154,608	14,621	10.4
2	2 運営協議会費	1,504	1,236	1,259	23	1.9
3	3 連合会負担金	1,045	1,583	1,448	△ 135	△ 8.5
2	2 徴税費	30,757	30,712	31,004	292	1.0
1	1 徴税費	30,757	30,712	31,004	292	1.0
2	2 保険給付費	6,955,190	6,682,876	6,263,858	△ 419,018	△ 6.3
1	1 療養諸費	6,052,006	5,785,430	5,475,540	△ 309,890	△ 5.4
1	1 一般被保険者療養給付費	5,806,221	5,619,810	5,321,795	△ 298,015	△ 5.3
2	2 退職被保険者等療養給付費	130,493	53,675	40,752	△ 12,923	△ 24.1
3	3 一般被保険者療養費	87,583	85,254	78,730	△ 6,524	△ 7.7
4	4 退職被保険者等療養費	1,659	1,270	672	△ 598	△ 47.1
5	5 審査支払手数料	26,050	25,421	33,591	8,170	32.1
2	2 高額療養費	827,798	826,288	721,828	△ 104,460	△ 12.6
1	1 一般被保険者高額療養費	806,037	818,004	714,134	△ 103,870	△ 12.7
2	2 退職被保険者等高額療養費	21,369	7,894	7,065	△ 829	△ 10.5
3	3 一般被保険者高額介護合算療養費	320	288	532	244	84.7
4	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	72	102	97	△ 5	△ 4.9
3	3 移送費	57	57	57	0	0.0
1	1 一般被保険者移送費	47	47	47	0	0.0
2	2 退職被保険者等移送費	10	10	10	0	0.0
4	4 出産育児諸費	58,528	54,026	49,524	△ 4,502	△ 8.3
1	1 出産育児一時金	58,500	54,000	49,500	△ 4,500	△ 8.3
2	2 支払手数料	28	26	24	△ 2	△ 7.7
5	5 葬祭費	6,750	6,600	6,500	△ 100	△ 1.5
1	1 葬祭費	6,750	6,600	6,500	△ 100	△ 1.5
6	6 結核・精神医療給付金	10,051	10,475	10,409	△ 66	△ 0.6
1	1 一般被保険者結核・精神医療給付金	9,972	10,408	10,384	△ 24	△ 0.2
2	2 退職被保険者等結核・精神医療給付金	79	67	25	△ 42	△ 62.7
3	3 国民健康保険事業費納付金	0	3,537,295	3,495,149	△ 42,146	△ 1.2
1	1 医療給付費分	0	2,446,817	2,393,667	△ 53,150	△ 2.2
1	1 一般被保険者医療給付費分	0	2,439,500	2,392,385	△ 47,115	△ 1.9
2	2 退職被保険者医療給付費分	0	7,317	1,282	△ 6,035	△ 82.5
2	2 後期高齢者支援金等分	0	806,272	819,949	13,677	1.7
1	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	0	803,713	819,488	15,775	2.0
2	2 退職被保険者後期高齢者支援金等分	0	2,559	461	△ 2,098	△ 82.0
3	3 介護納付金分	0	284,206	281,533	△ 2,673	△ 0.9
1	1 介護納付金分	0	284,206	281,533	△ 2,673	△ 0.9

4	保健事業費	133,026	141,137	141,934	797	0.6
1	特定健康診査等事業費	102,343	113,906	111,935	△ 1,971	△ 1.7
1	特定健康診査等事業費	102,343	113,906	111,935	△ 1,971	△ 1.7
2	保健事業費	30,683	27,231	29,999	2,768	10.2
1	保健衛生普及費	30,683	27,231	29,999	2,768	10.2
5	基金積立金	14	12	16	4	33.3
1	基金積立金	14	12	16	4	33.3
1	基金積立金	14	12	16	4	33.3
6	公債費	201	201	201	0	0.0
1	公債費	201	201	201	0	0.0
1	利子	201	201	201	0	0.0
7	諸支出金	16,428	25,431	27,431	2,000	7.9
1	償還金及び還付金	16,428	25,431	27,431	2,000	7.9
1	一般被保険者保険税還付金	15,000	23,875	26,109	2,234	9.4
2	退職被保険者等保険税還付金	1,000	1,125	891	△ 234	△ 20.8
3	一般被保険者還付加算金	389	410	416	6	1.5
4	退職被保険者等還付加算金	38	20	14	△ 6	△ 30.0
5	償還金	1	1	1	0	0.0
8	予備費	19,827	1,460	20,831	19,371	1,326.8
1	予備費	19,827	1,460	20,831	19,371	1,326.8
1	予備費	19,827	1,460	20,831	19,371	1,326.8
0	後期高齢者支援金等	1,422,797	0	0	0	—
0	後期高齢者支援金等	1,422,797	0	0	0	—
0	後期高齢者支援金	1,422,696	0	0	0	—
0	後期高齢者関係事務費拠出金	101	0	0	0	—
0	前期高齢者納付金等	1,058	0	0	0	—
0	前期高齢者納付金等	1,058	0	0	0	—
0	前期高齢者納付金	960	0	0	0	—
0	前期高齢者関係事務費拠出金	98	0	0	0	—
0	老人保健拠出金	42	0	0	0	—
0	老人保健拠出金	42	0	0	0	—
0	老人保健医療費拠出金	1	0	0	0	—
0	老人保健事務費拠出金	41	0	0	0	—
0	介護納付金	580,670	0	0	0	—
0	介護納付金	580,670	0	0	0	—
0	介護納付金	580,670	0	0	0	—
0	共同事業拠出金	3,034,466	0	0	0	—
0	共同事業拠出金	3,034,466	0	0	0	—
0	高額医療費拠出金	353,275	0	0	0	—
0	保険財政共同安定化事業拠出金	2,680,901	0	0	0	—
0	高額医療費共同事業事務費拠出金	140	0	0	0	—
0	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	140	0	0	0	—
0	超高額医療費共同事業事務費拠出金	10	0	0	0	—
歳 出 合 計		12,358,736	10,561,930	10,137,739	△ 424,191	△ 4.0

2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移

単位：世帯、人、%

		平成26 年度	増減率	平成27 年度	増減率	平成28 年度	増減率	平成29 年度	増減率	平成30 年度 (見込)	増減率	平成31 年度 (見込)	増減率
世帯数	総数	17,927	△ 0.4	17,644	△ 1.6	17,226	△ 2.4	16,698	△ 3.1	16,377	△ 1.9	16,078	△ 1.8
	一般	17,257	0.2	17,139	△ 0.7	16,912	△ 1.3	16,539	△ 2.2	16,310	△ 1.4	16,044	△ 1.6
	退職	670	△ 13.0	505	△ 24.6	314	△ 37.8	159	△ 49.4	67	△ 57.9	34	△ 49.3
被保険者数	総数	27,645	△ 1.3	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,582	△ 4.5	23,820	△ 3.1	23,086	△ 3.1
	一般	26,369	△ 0.5	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,296	△ 3.4	23,711	△ 2.4	23,031	△ 2.9
	未就学児	687	△ 7.0	653	△ 4.9	617	△ 5.5	577	△ 6.5	535	△ 7.3	501	△ 6.4
	就学児から 65歳未満	16,844	△ 2.4	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,902	△ 4.5	14,446	△ 3.1	13,879	△ 3.9
	前期高齢者 (65歳以上)	8,838	4.0	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,817	△ 1.2	8,730	△ 1.0	8,651	△ 0.9
	退職	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	286	△ 51.2	109	△ 61.9	55	△ 49.5
	前期高齢者 (65歳以上)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	286	△ 51.2	109	△ 61.9	55	△ 49.5
	介護第2号被保険者 (再掲)	9,919	△ 3.7	9,520	△ 4.0	8,916	△ 6.3	8,352	△ 6.3	8,043	△ 3.7	7,604	△ 5.5

※ 平成26年度から平成29年度までは年間平均世帯数、被保険者数実績

※ 退職世帯は退職被保険者のみの世帯を示す。

3 保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移

単位:人、千円、%

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算見込	前年比	当初予算	前年比
被保険者数	27,645	△ 1.3	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,582	△ 4.5	23,820	△ 3.1	23,086	△ 3.1
一般被保険者	26,369	△ 0.5	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,296	△ 3.4	23,711	△ 2.4	23,031	△ 2.9
未就学児	687	△ 7.0	653	△ 4.9	617	△ 5.5	577	△ 6.5	535	△ 7.3	501	△ 6.4
就学児から65歳未満	16,844	△ 2.4	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,902	△ 4.5	14,446	△ 3.1	13,879	△ 3.9
65歳以上	8,838	4.0	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,817	△ 1.2	8,730	△ 1.0	8,651	△ 0.9
退職被保険者	1,276	△ 15.3	953	△ 25.3	586	△ 38.5	286	△ 51.2	109	△ 61.9	55	△ 49.5
保険給付費	6,637,120	2.2	6,650,559	0.2	6,576,497	△ 1.1	6,345,530	△ 3.5	6,585,907	3.8	6,163,148	△ 6.4
療養給付費	5,824,765	1.7	5,829,081	0.1	5,725,971	△ 1.8	5,552,941	△ 3.0	5,673,485	2.2	5,362,547	△ 5.5
一般	5,485,697	3.0	5,589,005	1.9	5,569,602	△ 0.3	5,477,240	△ 1.7	5,619,810	2.6	5,321,795	△ 5.3
退職	339,068	△ 15.4	240,076	△ 29.2	156,369	△ 34.9	75,701	△ 51.6	53,675	△ 29.1	40,752	△ 24.1
療養費	91,419	△ 11.1	88,534	△ 3.2	80,748	△ 8.8	74,610	△ 7.6	86,524	16.0	79,402	△ 8.2
一般	86,794	△ 10.3	85,361	△ 1.7	78,162	△ 8.4	73,353	△ 6.2	85,254	16.2	78,730	△ 7.7
退職	4,625	△ 24.0	3,173	△ 31.4	2,586	△ 18.5	1,257	△ 51.4	1,270	1.0	672	△ 47.1
高額療養費	720,936	8.3	732,944	1.7	769,778	5.0	717,979	△ 6.7	825,898	15.0	721,199	△ 12.7
一般	668,018	9.5	696,311	4.2	742,902	6.7	705,459	△ 5.0	818,004	16.0	714,134	△ 12.7
退職	52,918	△ 4.5	36,633	△ 30.8	26,876	△ 26.6	12,520	△ 53.4	7,894	△ 36.9	7,065	△ 10.5
国民健康保険事業費納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	3,537,295	皆増	3,495,149	△ 1.2
医療給付費分	-	-	-	-	-	-	-	-	2,446,817	皆増	2,393,667	△ 2.2
一般	-	-	-	-	-	-	-	-	2,439,500	皆増	2,392,385	△ 1.9
退職	-	-	-	-	-	-	-	-	7,317	皆増	1,282	△ 82.5
後期高齢者支援金等分	-	-	-	-	-	-	-	-	806,272	皆増	819,949	1.7
一般	-	-	-	-	-	-	-	-	803,713	皆増	819,488	2.0
退職	-	-	-	-	-	-	-	-	2,559	皆増	461	△ 82.0
介護納付金分	-	-	-	-	-	-	-	-	284,206	皆増	281,533	△ 0.9

4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割	5.50%	5.55%	5.55%	0.00%
均等割	26,000円	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	580,000円	580,000円	610,000円	30,000円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	1,353,858	1,366,165	1,366,165	0
均等割総額 ㉟	590,546	590,546	590,546	0
低所得者軽減額 ㊱	128,428	128,428	129,326	898
賦課限度額超過額 ㊲	280,168	284,117	275,554	△ 8,563
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊳	4,205	4,227	4,320	93
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,531,603	1,539,939	1,547,511	7,572
応能割応益割の構成比率	応能割64.52% 応益割35.48%	応能割64.69% 応益割35.31%	応能割64.87% 応益割35.13%	
賦課限度額改定に伴う医療分改定率 (B)・(C)列の比較	0.49%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割	1.95%	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	14,000円	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

（単位：千円）

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	479,271	503,848	503,848	0
均等割総額 ㉟	317,503	294,824	294,824	0
低所得者軽減額 ㊱	69,048	64,116	64,567	451
賦課限度額超過額 ㊲	108,111	115,931	115,931	0
端数調整額（100円未満切捨分等） ㊳	2,115	2,087	2,181	94
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	617,500	616,538	615,993	△ 545
応能割応益割の構成比率	応能割53.90% 応益割46.10%	応能割56.82% 応益割43.18%	応能割56.82% 応益割43.18%	
賦課限度額改定に伴う後期高齢者支援金分改定率 (B)・(C)列の比較	△ 0.09%			

(3) 介護分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割	1.90%	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	16,000円	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	0円

② 改定額内訳 (一般分+退職分)

(単位:千円)

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	193,226	203,398	203,398	0
均等割総額 ㉟	119,760	112,277	112,277	0
低所得者軽減額 ㊱	24,675	23,133	23,256	123
賦課限度額超過額 ㊲	52,348	56,283	56,283	0
端数調整額 (100円未満 切捨分等) ㊳	287	282	281	△ 1
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	235,676	235,977	235,855	△ 122
応能割応益割の構成比率	応能割54.05% 応益割45.95%	応能割56.72% 応益割43.28%	応能割56.72% 応益割43.28%	
賦課限度額改定に伴う介 護分改定率 (B)・(C) 列 の比較	△ 0.05%			

(4) 全体分

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)
調定見込額	2,384,779千円	2,392,454千円	2,399,359千円
応能割応益割の 構成比率	応能割 60.67% 応益割 39.33%	応能割 61.85% 応益割 38.15%	応能割 61.97% 応益割 38.03%
	影響額 (調定ベース)		増減率
(A) と (B) の比較 ※ 保険税率改定分の影響	7,675千円		0.32%
(B) と (C) の比較 ※ 軽減判定基準・限度額改定の影響	6,905千円		0.29%
(A) と (C) の比較	14,580千円		0.61%

(5) 一人当たりの国民健康保険税 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分)

被保険者総数 (平成31年度平均見込)	23,086人		
	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)
一人当たりの国民健康保 険税 (医療分・後期高齢 者支援金分・介護分)	103,300円	103,632円	103,931円
一人当たりの影響額 (B) - (A)	一人当たりの影響額 (C) - (B)	一人当たりの影響額 (C) - (A)	
332円	299円	631円	

5 国民健康保険税算定表

平成30・31年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

医療分・後期高齢者支援金分・介護分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3)= (1)+(2)				
平成30年度決算見込								
一般	32,060,578	2,086,136	1,058,461	3,144,597	228,759	454,319	6,804	2,454,715
退職	227,191	8,120	4,374	12,494	928	860	8	10,698
全体	32,287,769	2,094,256	1,062,835	3,157,091	229,687	455,179	6,812	2,465,413
平成31年度予算								
一般	31,140,439	2,069,207	995,516	3,064,723	216,695	447,330	6,778	2,393,920
退職	114,641	4,204	2,131	6,335	454	438	4	5,439
全体	31,255,080	2,073,411	997,647	3,071,058	217,149	447,768	6,782	2,399,359

平成30・31年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3)= (1)+(2)				
平成30年度決算見込(所得割5.5%、均等割26,000円、限度額580,000円)								
一般	32,060,578	1,391,306	606,896	1,998,202	131,991	288,213	4,328	1,573,670
退職	227,191	4,919	2,117	7,036	446	449	2	6,139
全体	32,287,769	1,396,225	609,013	2,005,238	132,437	288,662	4,330	1,579,809
平成31年度予算(所得割5.55%、均等割26,000円、限度額610,000円)								
一般	31,140,439	1,363,660	589,478	1,953,138	129,100	275,350	4,319	1,544,369
退職	114,641	2,505	1,068	3,573	226	204	1	3,142
全体	31,255,080	1,366,165	590,546	1,956,711	129,326	275,554	4,320	1,547,511

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成30・31年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
平成30年度決算見込(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額190,000円)								
一般	32,060,578	492,528	326,294	818,822	70,964	111,200	2,176	634,482
退職	227,191	1,742	1,138	2,880	240	202	2	2,436
全体	32,287,769	494,270	327,432	821,702	71,204	111,402	2,178	636,918
平成31年度予算(所得割2.05%、均等割13,000円、限度額190,000円)								
一般	31,140,439	502,924	294,291	797,215	64,454	115,814	2,180	614,767
退職	114,641	924	533	1,457	113	117	1	1,226
全体	31,255,080	503,848	294,824	798,672	64,567	115,931	2,181	615,993

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成30・31年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
平成30年度決算見込(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額160,000円)								
一般	13,559,530	202,302	125,271	327,573	25,804	54,906	300	246,563
退職	221,937	1,459	1,119	2,578	242	209	4	2,123
全体	13,781,467	203,761	126,390	330,151	26,046	55,115	304	248,686
平成31年度予算(所得割2.00%、均等割15,000円、限度額160,000円)								
一般	12,901,893	202,623	111,747	314,370	23,141	56,166	279	234,784
退職	111,989	775	530	1,305	115	117	2	1,071
全体	13,013,882	203,398	112,277	315,675	23,256	56,283	281	235,855

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

6 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

(単位:千円)

年 度	区分	現 年 度 分			過 年 度 分			現年度・過年度 小 計			滞 納 繰 越 分			合 計		
		収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額
		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)	
平成 30年度 (決算見込)	一 般 分	2,359,652			25,134			2,384,786			108,785			2,493,571		
		2,454,715	96.13%	95,063	29,404	85.48%	4,270	2,484,119	96.00%	99,333	250,761	43.38%	141,976	2,734,880	91.18%	241,309
	退 職 分	10,362			220			10,582			2,218			12,800		
		10,698	96.86%	336	224	98.21%	4	10,922	96.89%	340	2,556	86.78%	338	13,478	94.97%	678
	合 計	2,370,014			25,354			2,395,368			111,003			2,506,371		
		2,465,413	96.13%	95,399	29,628	85.57%	4,274	2,495,041	96.01%	99,673	253,317	43.82%	142,314	2,748,358	91.20%	241,987
平成 31年度 (予算)	一 般 分	2,316,595			20,625			2,337,220			77,425			2,414,645		
		2,393,920	96.77%	77,325	29,381	70.20%	8,756	2,423,301	96.45%	86,081	231,312	33.47%	153,887	2,654,613	90.96%	239,968
	退 職 分	5,260			162			5,422			190			5,612		
		5,439	96.71%	179	223	72.65%	61	5,662	95.76%	240	650	29.23%	460	6,312	88.91%	700
	合 計	2,321,855			20,787			2,342,642			77,615			2,420,257		
		2,399,359	96.77%	77,504	29,604	70.22%	8,817	2,428,963	96.45%	86,321	231,962	33.46%	154,347	2,660,925	90.96%	240,668
差引 増減	一 般 分	△ 43,057			△ 4,509			△ 47,566			△ 31,360			△ 78,926		
		△ 60,795		△ 17,738	△ 23		4,486	△ 60,818		△ 13,252	△ 19,449		11,911	△ 80,267		△ 1,341
	退 職 分	△ 5,102			△ 58			△ 5,160			△ 2,028			△ 7,188		
		△ 5,259		△ 157	△ 1		57	△ 5,260		△ 100	△ 1,906		122	△ 7,166		22
合 計	△ 48,159			△ 4,567			△ 52,726			△ 33,388			△ 86,114			
	△ 66,054		△ 17,895	△ 24		4,543	△ 66,078		△ 13,352	△ 21,355		12,033	△ 87,433		△ 1,319	

7 世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース	夫38歳 妻35歳 子7歳					夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳				
	総所得金額等	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②
0円	7割軽減 36,000円	7割軽減 35,100円	7割軽減 35,100円	0円	△ 900円	7割軽減 57,600円	7割軽減 55,800円	7割軽減 55,800円	0円	△ 1,800円
600,000円	5割軽減 80,000円	5割軽減 78,900円	5割軽減 78,900円	0円	△ 1,100円	5割軽減 121,100円	5割軽減 118,800円	5割軽減 118,800円	0円	△ 2,300円
800,000円	5割軽減 94,900円	5割軽減 94,100円	5割軽減 94,100円	0円	△ 800円	5割軽減 139,800円	5割軽減 138,000円	5割軽減 138,000円	0円	△ 1,800円
1,000,000円	5割軽減 109,800円	5割軽減 109,300円	5割軽減 109,300円	0円	△ 500円	5割軽減 158,500円	5割軽減 157,200円	5割軽減 157,200円	0円	△ 1,300円
1,170,000円	2割軽減 158,500円	2割軽減 157,400円	5割軽減 122,300円	△ 35,100円	△ 36,200円	5割軽減 174,400円	5割軽減 173,600円	5割軽減 173,600円	0円	△ 800円
1,450,000円	2割軽減 179,400円	2割軽減 178,600円	2割軽減 178,600円	0円	△ 800円	2割軽減 258,200円	2割軽減 256,200円	5割軽減 200,400円	△ 55,800円	△ 57,800円
1,860,000円	233,900円	233,200円	2割軽減 209,800円	△ 23,400円	△ 24,100円	2割軽減 296,500円	2割軽減 295,600円	2割軽減 295,600円	0円	△ 900円
2,370,000円	271,900円	272,000円	272,000円	0円	100円	382,600円	381,800円	2割軽減 344,600円	△ 37,200円	△ 38,000円
2,500,000円	281,600円	281,800円	281,800円	0円	200円	394,800円	394,200円	394,200円	0円	△ 600円
3,000,000円	318,800円	319,800円	319,800円	0円	1,000円	441,500円	442,200円	442,200円	0円	700円
3,500,000円	356,100円	357,800円	357,800円	0円	1,700円	488,300円	490,200円	490,200円	0円	1,900円
4,000,000円	393,300円	395,800円	395,800円	0円	2,500円	535,000円	538,200円	538,200円	0円	3,200円
4,500,000円	430,600円	433,800円	433,800円	0円	3,200円	581,800円	586,200円	586,200円	0円	4,400円
5,000,000円	467,800円	471,800円	471,800円	0円	4,000円	628,500円	634,200円	634,200円	0円	5,700円
5,500,000円	505,100円	509,800円	509,800円	0円	4,700円	675,300円	682,200円	682,200円	0円	6,900円
6,000,000円	542,300円	547,800円	547,800円	0円	5,500円	722,000円	730,200円	730,200円	0円	8,200円
6,500,000円	579,600円	585,800円	585,800円	0円	6,200円	768,800円	778,200円	778,200円	0円	9,400円
7,000,000円	616,800円	623,800円	623,800円	0円	7,000円	815,500円	822,800円	822,800円	0円	7,300円
7,500,000円	654,100円	661,800円	661,800円	0円	7,700円	848,300円	851,900円	851,900円	0円	3,600円
9,000,000円	744,800円	749,100円	749,100円	0円	4,300円	930,000円	930,000円	935,100円	5,100円	5,100円
9,400,000円	766,800円	770,000円	771,300円	1,300円	4,500円	930,000円	930,000円	957,300円	27,300円	27,300円
9,500,000円	770,000円	770,000円	776,900円	6,900円	6,900円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円
10,000,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円
10,400,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円
10,900,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円
11,000,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円

- ※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）
- ※ 改定税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）
- ※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。
- ※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を61万円（58万円）に引き上げる。
- ※ ーより下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

モデルケース 総所得金額等	単身33歳					単身43歳				
	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①
0円	7割軽減 12,000円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	0円	△ 300円	7割軽減 16,800円	7割軽減 16,200円	7割軽減 16,200円	0円	△ 600円
600,000円	5割軽減 40,000円	5割軽減 39,900円	5割軽減 39,900円	0円	△ 100円	5割軽減 53,100円	5割軽減 52,800円	5割軽減 52,800円	0円	△ 300円
800,000円	2割軽減 66,900円	2割軽減 66,800円	2割軽減 66,800円	0円	△ 100円	2割軽減 88,600円	2割軽減 88,200円	2割軽減 88,200円	0円	△ 400円
1,000,000円	89,800円	89,800円	89,800円	0円	0円	118,500円	118,200円	118,200円	0円	△ 300円
1,170,000円	102,500円	102,800円	102,800円	0円	300円	134,400円	134,600円	134,600円	0円	200円
1,450,000円	123,400円	124,000円	124,000円	0円	600円	160,600円	161,400円	161,400円	0円	800円
1,860,000円	153,900円	155,200円	155,200円	0円	1,300円	198,900円	200,800円	200,800円	0円	1,900円
2,370,000円	191,900円	194,000円	194,000円	0円	2,100円	246,600円	249,800円	249,800円	0円	3,200円
2,500,000円	201,600円	203,800円	203,800円	0円	2,200円	258,800円	262,200円	262,200円	0円	3,400円
3,000,000円	238,800円	241,800円	241,800円	0円	3,000円	305,500円	310,200円	310,200円	0円	4,700円
3,500,000円	276,100円	279,800円	279,800円	0円	3,700円	352,300円	358,200円	358,200円	0円	5,900円
4,000,000円	313,300円	317,800円	317,800円	0円	4,500円	399,000円	406,200円	406,200円	0円	7,200円
4,500,000円	350,600円	355,800円	355,800円	0円	5,200円	445,800円	454,200円	454,200円	0円	8,400円
5,000,000円	387,800円	393,800円	393,800円	0円	6,000円	492,500円	502,200円	502,200円	0円	9,700円
5,500,000円	425,100円	431,800円	431,800円	0円	6,700円	539,300円	550,200円	550,200円	0円	10,900円
6,000,000円	462,300円	469,800円	469,800円	0円	7,500円	586,000円	598,200円	598,200円	0円	12,200円
6,500,000円	499,600円	507,800円	507,800円	0円	8,200円	632,800円	646,200円	646,200円	0円	13,400円
7,000,000円	536,800円	545,800円	545,800円	0円	9,000円	679,500円	694,200円	694,200円	0円	14,700円
7,500,000円	574,100円	583,800円	583,800円	0円	9,700円	726,300円	742,200円	742,200円	0円	15,900円
9,000,000円	685,800円	697,100円	697,100円	0円	11,300円	845,800円	857,100円	857,100円	0円	11,300円
9,400,000円	714,800円	719,300円	719,300円	0円	4,500円	874,800円	879,300円	879,300円	0円	4,500円
9,500,000円	720,300円	724,900円	724,900円	0円	4,600円	880,300円	884,900円	884,900円	0円	4,600円
10,000,000円	747,800円	752,600円	752,600円	0円	4,800円	907,800円	912,600円	912,600円	0円	4,800円
10,400,000円	769,800円	770,000円	774,800円	4,800円	5,000円	929,800円	930,000円	934,800円	4,800円	5,000円
10,900,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円
11,000,000円	770,000円	770,000円	800,000円	30,000円	30,000円	930,000円	930,000円	960,000円	30,000円	30,000円

※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）

※ 改定税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を61万円（58万円）に引き上げる。

※ 〃より下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

モデルケース 総所得金額等	単身68歳（年金収入等）						夫68歳 妻66歳（年金収入等）												
	現行税率年税額①		改定年税額② (税率改定のみ)		改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)		比較③-②		比較③-①		現行税率年税額①		改定年税額② (税率改定のみ)		改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)		比較③-②		比較③-①
0円	7割軽減	12,000円	7割軽減	11,700円	7割軽減	11,700円	0円	△ 300円	7割軽減	24,000円	7割軽減	23,400円	7割軽減	23,400円	0円	△ 600円			
600,000円	5割軽減	40,000円	5割軽減	39,900円	5割軽減	39,900円	0円	△ 100円	5割軽減	60,000円	5割軽減	59,400円	5割軽減	59,400円	0円	△ 600円			
800,000円	2割軽減	66,900円	2割軽減	66,800円	2割軽減	66,800円	0円	△ 100円	5割軽減	74,900円	5割軽減	74,600円	5割軽減	74,600円	0円	△ 300円			
1,000,000円		89,800円		89,800円		89,800円	0円	0円	5割軽減	89,800円	5割軽減	89,800円	5割軽減	89,800円	0円	0円			
1,170,000円		102,500円		102,800円		102,800円	0円	300円	2割軽減	126,500円	2割軽減	126,200円	2割軽減	126,200円	0円	△ 300円			
1,450,000円		123,400円		124,000円		124,000円	0円	600円	2割軽減	147,400円	2割軽減	147,400円	2割軽減	147,400円	0円	0円			
1,860,000円		153,900円		155,200円		155,200円	0円	1,300円		193,900円		194,200円		194,200円	0円	300円			
2,370,000円		191,900円		194,000円		194,000円	0円	2,100円		231,900円		233,000円		233,000円	0円	1,100円			
2,500,000円		201,600円		203,800円		203,800円	0円	2,200円		241,600円		242,800円		242,800円	0円	1,200円			
3,000,000円		238,800円		241,800円		241,800円	0円	3,000円		278,800円		280,800円		280,800円	0円	2,000円			
3,500,000円		276,100円		279,800円		279,800円	0円	3,700円		316,100円		318,800円		318,800円	0円	2,700円			
4,000,000円		313,300円		317,800円		317,800円	0円	4,500円		353,300円		356,800円		356,800円	0円	3,500円			
4,500,000円		350,600円		355,800円		355,800円	0円	5,200円		390,600円		394,800円		394,800円	0円	4,200円			
5,000,000円		387,800円		393,800円		393,800円	0円	6,000円		427,800円		432,800円		432,800円	0円	5,000円			
5,500,000円		425,100円		431,800円		431,800円	0円	6,700円		465,100円		470,800円		470,800円	0円	5,700円			
6,000,000円		462,300円		469,800円		469,800円	0円	7,500円		502,300円		508,800円		508,800円	0円	6,500円			
6,500,000円		499,600円		507,800円		507,800円	0円	8,200円		539,600円		546,800円		546,800円	0円	7,200円			
7,000,000円		536,800円		545,800円		545,800円	0円	9,000円		576,800円		584,800円		584,800円	0円	8,000円			
7,500,000円		574,100円		583,800円		583,800円	0円	9,700円		614,100円		622,800円		622,800円	0円	8,700円			
9,000,000円		685,800円		697,100円		697,100円	0円	11,300円		718,800円		723,100円		723,100円	0円	4,300円			
9,400,000円		714,800円		719,300円		719,300円	0円	4,500円		740,800円		745,300円		745,300円	0円	4,500円			
9,500,000円		720,300円		724,900円		724,900円	0円	4,600円		746,300円		750,900円		750,900円	0円	4,600円			
10,000,000円		747,800円		752,600円		752,600円	0円	4,800円		770,000円		770,000円		778,600円	8,600円	8,600円			
10,400,000円		769,800円		770,000円		774,800円	4,800円	5,000円		770,000円		770,000円		800,000円	30,000円	30,000円			
10,900,000円		770,000円		770,000円		800,000円	30,000円	30,000円		770,000円		770,000円		800,000円	30,000円	30,000円			
11,000,000円		770,000円		770,000円		800,000円	30,000円	30,000円		770,000円		770,000円		800,000円	30,000円	30,000円			

※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）

※ 改定税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を61万円（58万円）に引き上げる。

※ ——— より下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

8 平成31年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について

1 国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

平成31年度税制改正による賦課限度額

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	58万円	19万円	16万円	93万円
改定限度額 ②	61万円	19万円	16万円	96万円
差額 ② - ①	3万円増	0円	0円	3万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額 (調定ベース)

	賦課限度額超過額 改定前 (B)	賦課限度額超過額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	284,117千円	275,554千円	△8,563千円	△3.01%
後期高齢者 支援金分	115,931千円	115,931千円	0円	0%
介護分	56,283千円	56,283千円	0円	0%
合計	456,331千円	447,768千円	△8,563千円	△1.88%

(収入ベース影響額 8,291千円増)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額=8,563千円(調定ベース影響額)×96.82%(医療分の収入率)=8,291千円増

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 16,078 世帯	後期高齢者支援金分 全体 16,078 世帯	介護分 全体 6,817 世帯
現行限度額に到達 する世帯数 (B)	303 世帯 (1.88%)	409 世帯 (2.54%)	240 世帯 (3.52%)
改定限度額に到達 する世帯数 (C)	281 世帯 (1.75%) ※改定により 3万円増額	409 世帯 (2.54%)	240 世帯 (3.52%)
差引世帯数 (C)-(B)	22 世帯 ※改定により 100円以上 3万円未満増額	0 世帯	0 世帯

2 国民健康保険税軽減判定基準額改定

(1) 改定内容

平成31年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7割軽減	33万円	改正なし
5割軽減	33万円 + (27万5千円×被保険者数)	33万円 + (28万円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (50万円×被保険者数)	33万円 + (51万円×被保険者数)

(2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額（調定ベース）

	低所得者軽減額 改定前 (B)	低所得者軽減額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	128,428千円	129,326千円	898千円	0.70%
後期高齢者 支援金分	64,116千円	64,567千円	451千円	0.70%
介護分	23,133千円	23,256千円	123千円	0.53%
合計	215,677千円	217,149千円	1,472千円	0.68%

(収入ベース影響額 1,425千円減)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額：{898千円+451千円（調定ベース影響額）×96.82%（医療分・後期高齢者支援金分の収入率）}+{123千円×96.31%（介護分の収入率）}=1,425千円

(3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・後期高齢者支援金分 (全体 16,078 世帯)	介護分 (全体 6,817 世帯)
改定前世帯数	7割軽減	4,310 世帯 (26.81%)	1,442 世帯 (21.15%)
	5割軽減	1,294 世帯 (8.05%)	525 世帯 (7.70%)
	2割軽減	1,316 世帯 (8.19%)	474 世帯 (6.95%)
	全体	6,920 世帯 (43.04%)	2,441 世帯 (35.81%)
改定後世帯数	7割軽減	4,310 世帯 (26.81%)	1,442 世帯 (21.15%)
	5割軽減	1,322 世帯 (8.22%)	533 世帯 (7.82%)
	2割軽減	1,343 世帯 (8.35%)	486 世帯 (7.13%)
	全体	6,975 世帯 (43.38%)	2,461 世帯 (36.10%)
差引世帯数	7割軽減	0 世帯 (0.00%)	0 世帯 (0.00%)
	5割軽減	28 世帯 (0.17%)	8 世帯 (0.12%)
	2割軽減	27 世帯 (0.17%)	12 世帯 (0.18%)
	全体	55 世帯 (0.34%)	20 世帯 (0.29%)

※パーセンテージについては、端数処理により各軽減割合の合計と全体分が合わないことがある。

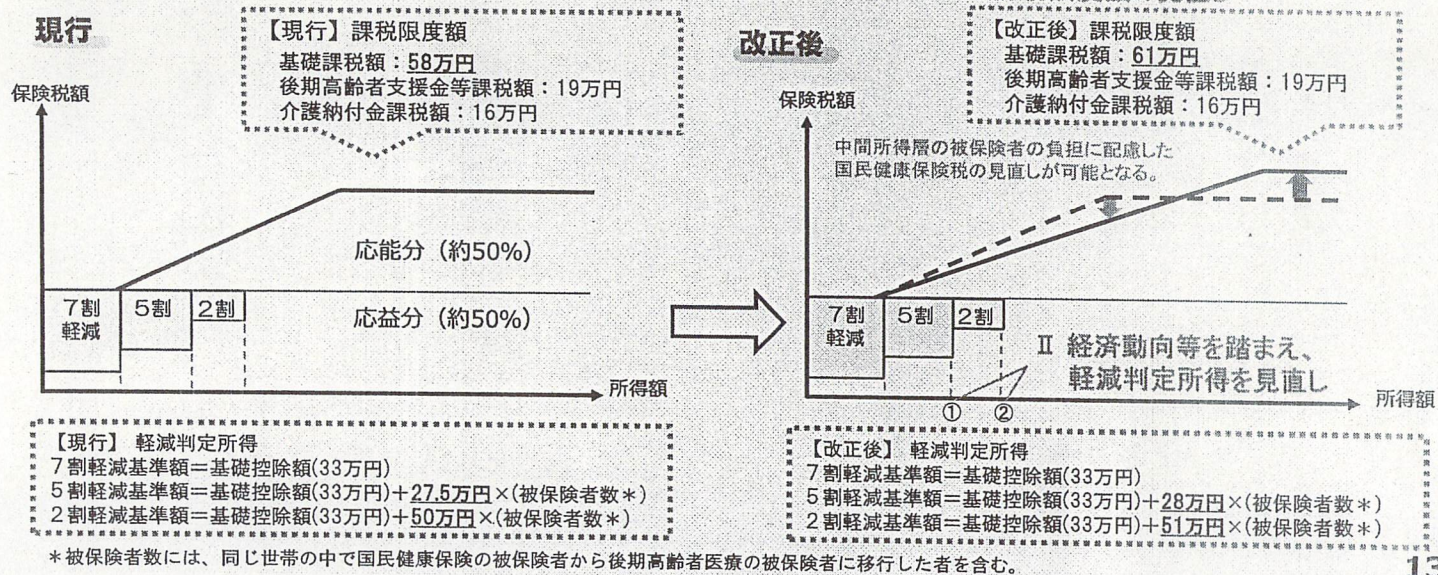
3 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



出典：平成31年度税制改正の概要（厚生労働省関係） 平成30年12月 厚生労働省

9 小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割								
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												医療分:44万円
4			7,200円		38万円							医療分:46万円
5												医療分:50万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							
7												医療分:52万円
8			10,800円		46万円							
9												医療分:53万円
10					50万円							
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円				0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
13									0.92%			
14												
15												介護分:8万円
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												医療分:56万円
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:47万円 後期高齢者支援金分:12万円
21												介護分:10万円
22												医療分:50万円 後期高齢者支援金分:13万円
23					46万円			13万円			10万円	医療分:51万円 後期高齢者支援金分:14万円 介護分:12万円
24	4.5%		17,000円		50万円							
25					51万円			14万円			12万円	
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	後期高齢者支援金分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 後期高齢者支援金分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 後期高齢者支援金分:19万円
29												
30			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
31(案)	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分:61万円

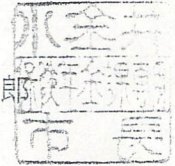
※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載



小市保発第349号
平成30年12月4日

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 遠藤 百合子 様

小金井市長 西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

[諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

1 医療分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の5.50を100分の5.55に改正する。

2 後期分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、100分の1.95を100分の2.05に改正する。
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、1万4千円を1万3千円に改正する。

3 介護分

- (1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額について、100分の1.90を100分の2.00に改正する。
(2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について、1万6千円を1万5千円に改正する。

この改正は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第4号
平成30年12月27日

小金井市長

西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合子



小金井市国民健康保険税の税率改定について（答申）

平成30年12月4日付け小市保発第349号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の税率改定については、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 税率改定しなくても、一般会計からの繰入金や基金からの取り崩しで十分補える。慎重に検討すべきである。
- 2 子育て世代の均等割の軽減を検討していただきたい。
- 3 減免制度をもっと充実させていく必要がある。
- 4 被保険者に国民健康保険税の負担が重くのしかかっている状況にあるため、一般会計からの繰入や公費による財政支援で被保険者の負担を軽減すべきである。
- 5 今回の税率改定は被保険者の負担増が最小限に抑えられたものである。

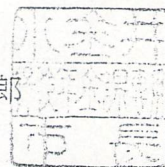
1 1 小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問） ・ （答申）



小市保発第388号
平成31年1月10日

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 遠藤 百合子 様

小金井市長 西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

[諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

- 1 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療分）の課税限度額について、58万円を61万円に改定する。

この改正は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第5号
平成31年1月28日

小金井市長

西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会 長 遠 藤 百合子



小金井市国民健康保険税の見直しについて（答申）

平成31年1月10日付け小市保発第388号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の見直しについては、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 賦課限度額について、いきなり3万円の増額というのは影響が大きい。
- 2 国民健康保険は被用者保険と比較して、保険税（料）負担が非常に大きいので、是正する必要がある。
- 3 公費による財政支援や一般会計からの繰入をすることによって、市民の健康を守っていけるような制度を持続していただきたい。
- 4 保健事業推進により、医療費増加抑制、国民健康保険税増加抑制を図るべき。

12 データヘルス事業の概要

(単位:千円)

項目	歳出	概要	備考	
糖尿病性腎症重症化予防指導委託料	4,668	糖尿病は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康な日常生活を続けることが困難になる。自覚症状がほとんど無いことから、早期治療及び生活習慣の改善により、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させる必要がある。 よって、特定健診データから抽出した慢性腎不全(透析)に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化予防指導の利用勧奨を行い、利用希望者に対し、専門家による保健指導を実施する。	予定対象者数 220人 予定保健指導利用人数 30人	
データヘルス事業委託料(小計)	14,454	特定健康診査・レセプト情報等により、医療費及び被保険者の健康状況を把握し、保健事業の効果が高い集団の抽出と、保健事業の実施・評価分析を行う。		
内 訳	医療費分析	5,478	レセプト・特定健康診査情報のデータ化処理費用 医療費現状分析 医療機関受診勧奨事業効果分析 糖尿病性腎症重症化予防事業効果分析 治療中断者受診勧奨事業効果分析 ※以下の事業実施には、ここで処理したデータが必要となる。	
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知	3,200	被保険者に後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知し、後発医薬品の利用促進に取り組む。	毎月送付 ※同じ対象者への通知は4か月以上間隔をあける。 予定通知件数 14,400通
	医療機関受診勧奨通知	715	特定健診結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない者について、医療機関受診勧奨通知を送付し、早期治療による疾病予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
	健診未受診者受診勧奨通知	3,077	未受診者が多い若い年代に対して、自身の健康に興味を持てるような受診勧奨を行う。特定健診の結果から健康年齢を算出し、健康年齢通知を行う。	年2回送付 受診勧奨通知件数 3,000件 健康年齢通知件数 3,000件
	治療中断者受診勧奨通知	715	生活習慣病の治療を行っていたにもかかわらず、現在治療を中断している者に対し、医療機関への受診を促し、重症化の予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
	その他運営費	1,269	通知文レイアウト調整・スケジュール調整費用等	
計	19,122			

1 3 国民健康保険事業運営基金現在高

(単位：円)

年 度	前年度末 現在高(見込)	年 度 中 増 減 (見込)				当年度末 現在高(見込)
		積 立			取 崩	
		元 金	利 子	計		
31	153,494,131	0	15,772	15,772	20,000,000	133,509,903